

# 徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画 （素案）

令和 年 月  
徳 島 県

# 目 次

1	計画の趣旨	1
2	基本理念	1
3	計画の位置付け	1
4	計画期間	2
5	ギャンブル等への依存がもたらす影響	2
6	本県の状況	
	(1) ギャンブル等の環境に関する状況	
	① 公営競技の状況	3
	② ぱちんこ店の状況	4
	(2) ギャンブル等依存症の治療に関する状況	4
	(3) ギャンブル等依存症に関する相談状況	5
7	取組の基本方針	
	(1) 各段階に応じたギャンブル等依存症対策の実施	6
	(2) 支援体制の充実	6
8	取組の具体的内容	
	(1) 各段階に応じたギャンブル等依存症対策の実施	
	① 予防啓発	
	(ア) 各世代に対する啓発	6
	(イ) 人材の確保及び育成	7
	② 相談・医療	
	(ア) ギャンブル等依存症が疑われる方への相談・支援	8
	(イ) 医療支援	9
	(ウ) ハイリスク者対策	10
	③ 再発防止・社会復帰	
	(ア) 切れ目のない支援	10
	(イ) 自助グループとの連携推進	10
	(ウ) 社会復帰の支援	10
	(2) 支援体制の充実	11
9	計画の進行管理	11

## 1 計画の趣旨

多額の金品が得られることへの期待や賭場の雰囲気、高揚感などに楽しみを求めて多くの方がギャンブル等\*に興じています。反面、ギャンブル等やゲーム・インターネットなどの、いわゆる行動依存はアルコールなどの物質依存に比べ依存症との認識を持ちにくく、治療や適切な支援につながりにくい現状があります。ギャンブル等への依存が過度になると、金銭問題やそこから犯罪行為を行ったり、家族関係の崩壊など様々な悪影響を本人のみならず家族・友人や職場にもたらすことから、社会全体でギャンブル等依存症への対策を講じる必要があります。

こうしたことを受け、国においては、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、「ギャンブル等依存症対策基本法」(以下、「基本法」という。)を制定するとともに、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の策定及び施策の推進を義務づけています。また、都道府県に対しては、「ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、対策の推進に努めることとされています。

このような状況を踏まえて、徳島県においても、「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」(以下、「県推進計画」という。)を策定し、県の実情に応じた対策の推進を図ることといたしました。

今後は、この県推進計画に基づき、関係機関と連携し、ギャンブル等依存症の各段階に応じた対策や、切れ目のない支援を行うことにより、健康で幸せに暮らせる徳島の実現を目指します。

※ギャンブル等…法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為（基本法第2条）

## 2 基本理念

すべての県民がギャンブル等依存症に関する正しい知識を共有し、適切な支援につながる、安心して健康で幸せに暮らせる徳島づくりを目指します。

## 3 計画の位置付け

基本法第13条第1項に定める県計画として策定

この計画は、「徳島県アルコール健康障がい対策推進計画」と連携して広く県民の依存症対策の推進を図るとともに、「第7次徳島県保健医療計画」をはじめ関連する計画と連携して参ります。

## 4 計画期間

令和2年度から令和5年度までの4年間

## 5 ギャンブル等への依存がもたらす影響

繰り返しギャンブル等に興じることで、次第に頻度や投じる金額が増加し、仕事や勉学に悪影響が出てくる場合があります。また、スマホゲームでもいわゆるランダムにアイテムを入手するために課金することが、ギャンブル等のきっかけとなることが考えられます。これらの状況がさらに進むと、借金や欠勤、犯罪など本人のみならず家族や友人、職場などの周囲の人々にも影響が広がる恐れがあります。

### ① 多重債務

依存症になると、負けても次で取り返そうと、次第に賭け金が増加し、不足する賭け金を借金で賄うようになり、多重債務化する恐れがあります。

### ② 貧困

借金による多重債務のほか、ギャンブル等をするために仕事を休んだり辞めることにより収入もなくなり生活が困窮する場合があります。

### ③ 虐待

多重債務などをきっかけに家庭内暴力や、育児放棄(ネグレクト)といった家族関係に大きな問題を生じる恐れがあります。一時期多くの事例が報告された、子どもを炎天下の車内に置き去りにしてギャンブル等に興じる、という事例もあります。

### ④ 自殺

多重債務や家庭内の問題などにより、自殺に及ぶ恐れがあります。

### ⑤ 犯罪

賭け金を得るために詐欺・横領や窃盗・強盗などの犯罪を犯す場合があります。

## 6 本県の状況

### (1) ギャンブル等の環境に関する状況

本県では公営競技についてはボートレース鳴門(鳴門市)、小松島競輪(小松島市)の2か所が各市等により運営されており、本場のほか場外投票券売場やインターネット等で購入することが可能です。また、遊技に位置づけられているぱちんこ・スロットについては県内各地において営業しています。

## ① 公営競技の状況

### ア ボートレース鳴門の状況

ボートレース鳴門では新スタンド建設に伴う休催や再開後のグレートレース開催等により、舟券売上や入場者数は大きく変動しています。休催期間中も他場開催の舟券等を発売することで100億円以上の売上がありました。

年度	H25	H26	H27	H28	H29
舟券売上	238億円	160億円	116億円	356億円	337億円
入場者数	227,266人	43,331人	33,945人	217,256人	174,370人
一日平均入場者数	1,403人	1,204人	943人	1,341人	1,076人



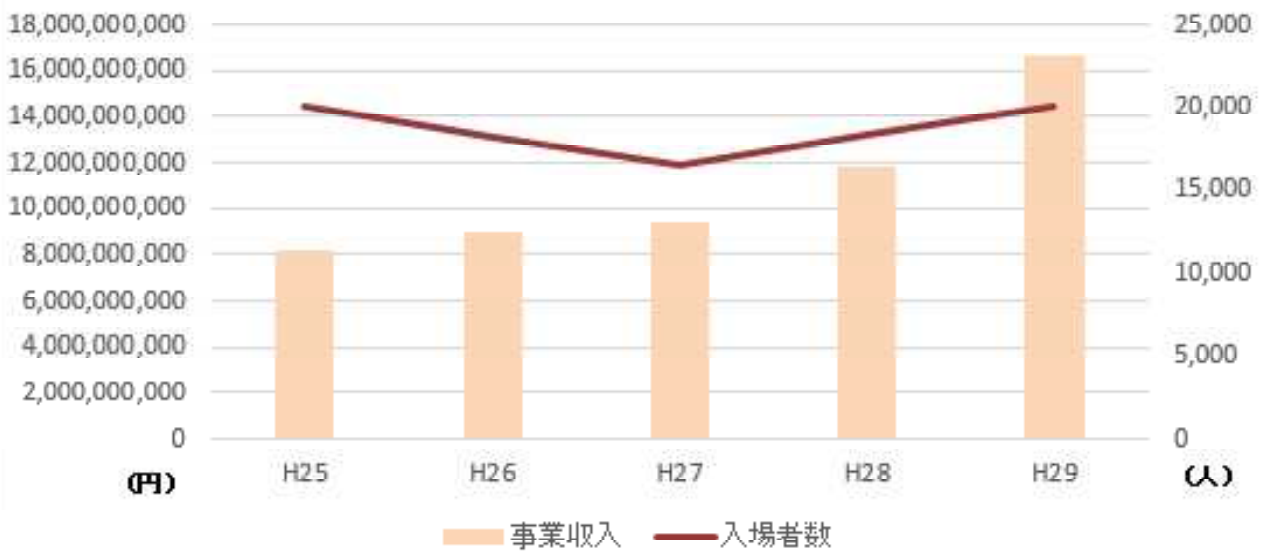
鳴門市から資料提供

※H26,H27は新スタンド建設に伴い2年間休催

### イ 小松島競輪の状況

小松島競輪は、平成23年以降の入場者数及び売上は横ばいでしたが、モーニング競輪などをインターネットの活用による発売等により売上を伸ばしています。

年	H25	H26	H27	H28	H29
車券売上	82億円	90億円	94億円	119億円	166億円
入場者数	20,019人	18,179人	16,550人	18,360人	20,020人

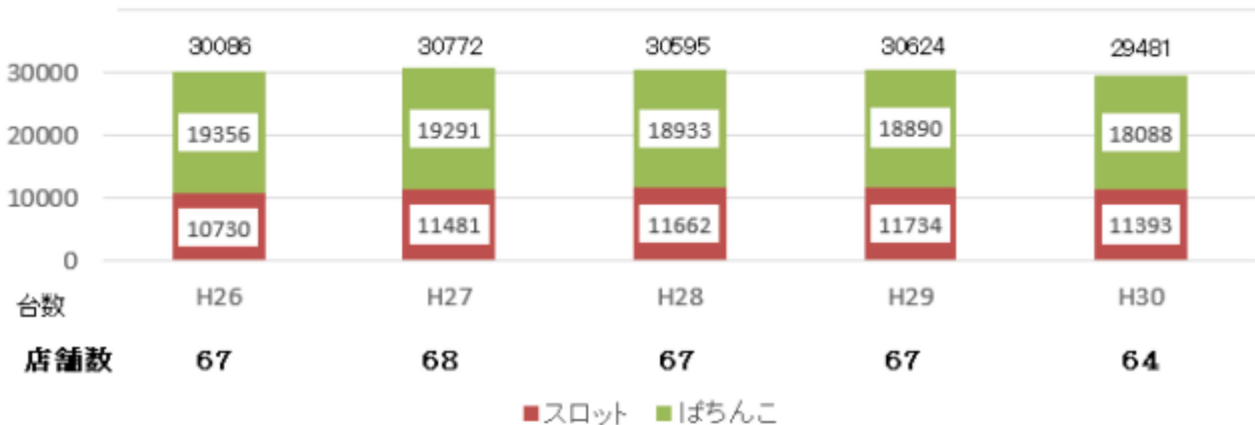


小松島市ホームページより作成

## ② ぱちんこ店の状況

県内のぱちんこ店の営業状況は次のとおりです。ぱちんこ店の営業にあたっては警察の許可が必要です。過去5年間は店舗数・台数ともほぼ横ばいです。

### 県内ぱちんこ店舗数・遊技台数の推移



県警生活安全企画課への届出状況より作成

## (2) ギャンブル等依存症の治療に関する状況

厚生労働省によると、ギャンブル等依存症で医療機関を受診される方は近年増加傾向にあります。

また、全国と比較した場合、本県は多くの方が受診されているように見受けられます

が、ギャンブル等依存症専門医療機関※(以下、「専門医療機関」という。)が本県にはあるが、四国地域では本県にしかないため、他県に比べ受診し易い環境にあること、他県からの受診者もいることから患者数が増加しているものと思われます。

※ギャンブル等依存症専門医療機関…依存症対策総合支援事業実施要綱に基づき、ギャンブル等依存症者に対し、専門的な治療プログラムを用いて適切な医療を提供することができる医療機関

	H26	H27	H28	H29
外来患者数(全国)	2,019人	2,652人	2,929人	3,499人
外来患者数(徳島県内の医療機関受診者)	57人	76人	89人	88人
全国に占める本県の割合	2.8%	2.9%	3%	2.5%

厚生労働省NDBオープンデータより作成

### (3) ギャンブル等依存症に関する相談状況

(上段:精神保健福祉センター、下段:6保健所合計)

区分 年度	電話相談	面接相談	計(件)
H28	10 6	1 2	11 8
H29	8 13	2 5	10 18
H30	18 11	8 4	26 15

過去3年間の相談件数では19件(H28)から41件(H30)と倍増しており、徐々にではありますが相談機関に相談する方が増えています。

なお、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が平成29年に発表した「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」の中間報告によると、国内で過去一年以内にギャンブル等依存症が疑われる方は成人の0.8%、約70万人に上ると推計されています。

このことから、先の治療の状況と合わせると、まだまだ多くの方が医療機関や支援機関につながっていないことが考えられます。

## 7 取組の基本方針

### (1) 各段階に応じたギャンブル等依存症対策の実施

#### ① 予防啓発

学校・職場・地域など各分野における啓発を実施し、ギャンブル等依存症に関する県民の正しい知識の普及と理解の促進を図ります。

#### ② 相談・医療

相談から発見、治療、回復支援に関わる機関による情報共有、連携の促進を図ることにより、本人とその家族が、適切な支援を受けられる体制の構築を図ります。

#### ③ 再発防止・社会復帰

ギャンブル等依存症の再発防止や社会復帰を支援するため、自助グループと連携した取組の推進を図るとともに、社会復帰や回復に向けた支援に関係機関が連携して取り組みます。

### (2) 支援体制の充実

地域における相談機関や精神保健福祉センター、ギャンブル等依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関やギャンブル等依存症治療拠点機関\*（以下、「治療拠点機関」という。）による連携を図るため、関係機関によるネットワークを構築します。

※ギャンブル等依存症治療拠点機関…依存症対策総合支援事業実施要綱に基づき、県内におけるギャンブル等依存症に対する連携の拠点として機能する医療機関

## 8 取組の具体的内容

### (1) 各段階に応じたギャンブル等依存症対策の実施

#### ① 予防啓発

ギャンブル等依存症の発生を予防するためには、県民一人ひとりがギャンブル等依存症関連問題への関心と理解を深め、自らが予防に必要な注意を払うことができるよう、正しい知識を得る必要があります。

#### (ア) 各世代に対する啓発

学校における保健教育や、地域における職場の研修等を活用し、ギャンブル等や課金を伴うオンラインゲームへの依存等が生活や人生に与える影響等について、各世代への知識の普及啓発に努めるとともに、自助グループや精神保健福祉センター、保健



所において、啓発イベント等を実施し、地域住民の方々への普及啓発に努めます。

### <具体的な取組>

#### 【学校】

- ・ 高等学校、特別支援学校において、保健教育において、行き過ぎたギャンブル等への傾倒がもたらす悪影響を啓発
- ・ 課金を伴うオンラインゲームの過度の利用と、ギャンブル等依存症の関連性についての啓発
- ・ 関係機関等による出前講座の実施
- ・ 学校行事等を活用した、保護者への啓発

#### 【地域】

- ・ ギャンブル等依存症のセミナーなどの実施
- ・ 保健福祉関係のイベントなど、様々な機会を通じた啓発を実施
- ・ 各保健所がギャンブル等依存症関連問題啓発週間(5月14日から20日)を中心に啓発活動を実施
- ・ 関係機関等による出前講座の実施
- ・ 精神保健福祉センターにおける相談体制の周知・広報を実施
- ・ 発達障がい者総合支援センターと関係機関が連携した支援を実施
- ・ ぱちんこ店において啓発用ポスターの掲示や従業員に研修を実施

#### (イ) 人材の確保及び育成

関係機関を対象に、ギャンブル等依存症に関する専門的知識の研修を行い、相談支援体制の強化に取り組みます。

### <具体的な取組>

- ・ 精神保健福祉センターにおいて、地域の身近な相談窓口(保健所、市町村、医療機関、相談支援事業所等)職員を対象にギャンブル等依存症研修を実施
- ・ 産業医に対してギャンブル等やゲーム・インターネット依存症についての労働者への健康管理における意識付けを行う研修を実施
- ・ 各種イベント等においてSOGs\*を実施し、危険度の高い方には、相談機関への案内や専門医療機関への受診を勧奨

※SOGs(The South Oaks Gambling Screen)…サウスオークス財団(アメリカ)がギャンブル等依存症の診断のために開発した判断基準。12項目の質問により評価を行い、ギャンブル等依存症の危険度を測る

## ② 相談・医療

ギャンブル等依存症の進行を防止するためには、早期発見・早期介入の取組が重要であり、地域及び職域におけるギャンブル等依存症対策のための環境整備が必要です。本人とその家族が、適切な支援を受けられる体制の構築を図ります。

### (ア) ギャンブル等依存症が疑われる方への相談・支援

ギャンブル等依存症の多くは借金の返済など本人や家族の生活に具体的な影響となって現れて初めて気付きます。金銭問題等の相談機関がギャンブル等依存症が疑われる方を認知した場合、適切に医療機関等に紹介することでギャンブル等依存症の治療につなげます。

#### <具体的な取組>

- ・ 消費者情報センターや法テラス等がギャンブル等依存症が疑われる事案を認知した際には、本人及びその家族に対して、相談や治療につながる相談機関を紹介
- ・ ギャンブル等依存症が疑われる方及びその家族等が、相談機関につながりやすくなるよう、各種啓発の機会を捉えて相談先を周知

#### 県内の主な相談先

機関名	場所	電話	備考
徳島県精神保健福祉センター	徳島市新蔵町3丁目80番地	088-625-0610	依存症相談支援機関
法テラス徳島	徳島市元町1丁目24番地	0570-078394 050-3383-5575	債務問題相談機関
藍里病院	板野郡上板町佐藤塚東288-3	088-694-5151	依存症専門医療機関
徳島ダルク	徳島市住吉4丁目3-64-202	080-3994-4173	民間団体による依存症リハビリ施設

- ・ 精神保健福祉センターにおける相談体制として、依存症専門医や心理職による相談を実施
- ・ 保健所における相談体制として、精神科医による精神保健福祉相談を実施
- ・ 福祉事務所設置自治体においては、生活困窮者自立支援事業の相談窓口を設置し、相談者の実情を把握した上、関係機関と連携を図りながら、生活困窮者(ギャンブル等依存症の方を含む)の自立に向けた取組を展開

- ・ ギャンブル等依存症が疑われる方に対して、精神保健福祉センターや保健所から、適切な医療機関を紹介するほか、必要に応じて自助グループを紹介し、回復に向けた支援を実施
- ・ 公営競技場において、ギャンブル等依存症の方について、本人または家族からの申し出による入場規制を制度化
- ・ 公営競技場やそのホームページ等において、利用者に対しギャンブル等依存症に関する周知を行い、相談機関を案内
- ・ 遊技業団体加盟店において、ぱちんこ店利用者にギャンブル等依存の自己診断テストが出来る機会を設けるとともに、リカバリーサポート・ネットワーク<sup>※</sup>を設置し、利用者からの相談に応じ適切な医療機関等へつなぐ

※リカバリーサポート・ネットワーク…遊技業団体が自ら依存症問題に取り組むために設立したNPO法人。電話相談や啓発活動を実施。

### (イ) 医療支援

ギャンブル等依存症が疑われる方を専門的かつ適切な治療に結びつけるため、医療機関の連携促進や関係機関のネットワーク強化を図るとともに、関係者に対する研修会等を実施します。

#### <具体的な取組>

- ・ 専門医療機関の選定
- ・ 治療拠点機関による身近な相談窓口(保健所、市町村、医療機関等)の職員を対象とした研修会の開催
- ・ 医療機関に対してギャンブル等依存症に関する情報を提供することにより、専門医療機関、治療拠点機関、相談機関との連携を図る
- ・ 専門医療機関において患者を対象とした、ギャンブル等依存症の専門治療プログラム<sup>(※)</sup>の実施

※専門治療プログラム…SAT-G (Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder)などのギャンブル等依存症患者に対して実施する集団治療

- ・ 専門医療機関におけるギャンブル等依存症の方の家族を対象とした家族勉強会、家族支援プログラム(CRAFT(クラフト)<sup>(※)</sup>)の実施

※CRAFT(クラフト)…本人を治療に結びつけるための依存症者の家族を対象とした家族支援プログラム

- ・ 医療関係者を対象とした家族支援プログラム(CRAFT(クラフト))研修会、ワークショップの開催
- ・ ギャンブル等依存症に関する支援者を対象とした研修会を実施

### (ウ) ハイリスク者対策

家庭内暴力や横領・窃盗、自殺未遂等を起こした方のうち、ギャンブル等依存症が疑われる方について、再発防止や予防対策のため、適切な支援につなぎます。

#### <具体的な取組>

- ・ 精神保健福祉センターにおいて、本人及びその家族に対する相談や専門医療機関への受診勧奨、必要に応じて自助グループの紹介を行う

### **③ 再発防止・社会復帰**

ギャンブル等依存症の再発防止や社会復帰に向けては、周囲の理解と支援が必要です。

そのため、切れ目のない支援や、社会復帰に向けた支援に関係機関が連携して取り組みます。

### (ア) 切れ目のない支援

本人及びその家族が再びギャンブル等依存症に悩まされることのないよう、継続した支援を実施します。

#### <具体的な取組>

- ・ 精神保健福祉センター、保健所において、ギャンブル等依存症が疑われる方及びその家族に対する相談支援や専門医療機関への受診勧奨の実施

### (イ) 自助グループとの連携推進

精神保健福祉センターをはじめとする関係機関が、自助グループと連携し本人や家族への啓発を行うことにより、再発防止や回復支援を行います。

#### <具体的な取組>

- ・ 定期的な自助グループの支援会議等を通じての関係機関同士の連携
- ・ ギャンブル等依存症経験者による講演などの実施

### (ウ) 社会復帰の支援

ギャンブル等依存症の方の生活支援、社会復帰や希望の持てる回復に向けた支援について、ギャンブル等依存症が回復可能な病気であるとの認識の下、相談支援機関や医療機関等の関係機関が連携して、必要な助言等を行います。

### ＜具体的な取組＞

- ・ 精神保健福祉センター、医療機関において、自助グループを紹介するなど回復に向けた支援を実施
- ・ 自助グループにおける通所・入所によるリハビリプログラムと共同生活における自立に向けた生活支援の実施
- ・ 本人の復職、継続就労について、偏見なく行われるよう職場における理解や支援の啓発を実施

## (2) 支援体制の充実

### ① 地域における相談機関

精神保健福祉センター及び各保健所、福祉事務所設置自治体をはじめとする相談機関による支援を実施。消費者情報センターや法テラス、ギャンブル等事業者等がギャンブル等依存症が疑われる方を速やかに相談機関や医療機関につなげられるように連携を図る。

### ② 専門医療機関・治療拠点機関

専門医療機関の増加による医療体制の拡充及び治療拠点機関による研修会等の開催による、医療従事者等の対応能力の向上を図る。

### ③ 関係機関によるネットワークの構築

精神保健福祉センター及び各保健所を初めとする相談機関や専門医療機関及び治療拠点機関、自助グループ等の関係機関によるネットワーク会議等を通じた連携、情報共有及び体制の強化を行う。

## 9 計画の進行管理

県民ニーズや社会・経済・財政の様々な事情の変化に適切に対応し、計画の円滑な推進を図るため、計画の推進状況を把握し、必要に応じた改善見直しを行う。